

「鳥取労働局 働き方改革推進本部」を設置し、 (一社)鳥取県労働基準協会長に対し要請を行いました

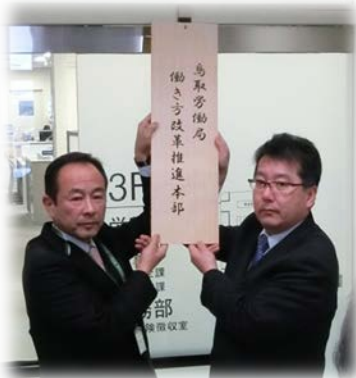
事務局；鳥取労働局労働基準部監督課

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、平成26年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、長時間労働対策の強化は喫緊の課題となっており、同年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置されました。

鳥取労働局（局長：河野 純伴^{かわの すみとも}）では、昨年11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、過重労働防止のための重点監督指導などの取組を図ってきたところですが、今般、当局内に局長を本部長とする『鳥取労働局 働き方改革推進本部』を本年1月15日に設置し、今後、①労働局長、労働基準部長ら幹部による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）や、②地方自治体、労使団体との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）の取組を強化することとしています。

本部の設置に合わせて、同日付けで一般社団法人鳥取県労働基準協会^{たけなか ゆきお}の竹中 由紀夫 会長に対して河野局長から『「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』を手交し、協力を呼びかけました。

1/15 「働き方改革推進本部」を設置



局庁舎3Fに「働き方改革推進本部」の看板を掲げる
河野純伴局長（左）と北代昌巳労働基準部長（右）

1/15 (一社)鳥取県労働基準協会



竹中由紀夫会長（右）に対して要請を行う
河野純伴局長（左）

【取組方針】

- ◎ 働き方改革の実現には、長時間労働削減、休暇取得促進をはじめ、女性の活躍推進や雇用管理改善など、幅広い施策が求められることから、施策横断的に取組を推進する。

〈企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成〉

- 県内の経営者団体等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- **労働局長や労働基準部長が、県内に所在する企業を訪問**
 - ・ 企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
 - ・ 企業における**好事例の収集、周知**



好事例等について、厚生労働省ポータルサイトを活用して
県内の取組を情報発信（平成27年1月30日開設予定）

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる企業に対する助言等の支援



**企業の自主的
な働き方の見直しを推進**

**地域における
働き方改革の気運の醸成**